

京都市告示第420号

京都市洛西ふれあいの里条例第 18 条ただし書きの規定に基づき、次のとおり洛西ふれあいの里
保養研修センター（宿泊のための利用に限る。）を臨時に開所します。

平成 17 年 12 月 2 日

京都市長 榎本頼兼

臨時に開所する日 平成 17 年 12 月 30 日（金）から

平成 17 年 1 月 4 日（日）まで

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）